

学校校舎等施設使用料

区 分		基本使用料（1時間）	照明加算料（1時間）
教室（1教室につき）	町 民	100円	— 円
	町外者	300円	— 円
体育館（多目的活動ホール含む）	町 民	一般・高校生	200円
		中学生以下	100円
	町外者	一般・高校生	600円
		中学生以下	300円
屋外運動場	町 民	一般・高校生	100円
		中学生以下	50円
	町外者	一般・高校生	300円
		中学生以下	150円
泊小学校グラウンド 羽合小学校多目的広場（芝生グラ ウンド）	町 民	一般・高校生	200円
		中学生以下	100円
	町外者	一般・高校生	600円
		中学生以下	300円

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 冷暖房を使用する場合は、使用料の額に町民1時間あたり100円、町外者1時間あたり300円を加算する。
- 3 町内に所属する団体が利用する場合は、使用区分を町民とする。ただし、町外に所属する団体と共同で使用する場合は、町外者として扱うものとする。

コミュニティ施設使用料

研修室棟使用料

区 分		基本使用料		
		1日	半日	夜間
		8：30～17：00	8：30～12：00 12：00～17：00	17：00～22：00
研修室棟（1部屋）	町 民	500円	250円	500円
	町外者	1,500円	750円	1,500円

運動場使用料

区 分		基本使用料（1時間）	照明加算料（1時間）
屋内運動場	町 民	一般・高校生	200円
		中学生以下	100円
	町外者	一般・高校生	600円
		中学生以下	300円
屋外運動場	町 民	一般・高校生	100円
		中学生以下	50円
	町外者	一般・高校生	300円
		中学生以下	150円

- 1 研修室の使用単価は、時間について考慮しない。
- 2 屋内運動場、屋外運動場の使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 3 町内に所属する団体が利用する場合は、使用区分を町民とする。ただし、町外に所属する団体と共同で使用する場合は、町外者として扱うものとする。